

資料 2

(「審議の中間とりまとめに向けて」についてのコメントを委員に事前に求めた際に送付済み文書)

小松幹事コメント

委員会審議の中間とりまとめ (案)

2017年1月16日

専門家へのヒアリングを含む委員会における7回の審議、および夏季部会、総会等における会員らの議論を通じて、以下の諸点が明確となってきた。これらの論点を確認した上で、学術フォーラムにおける意見聴取をふまえ、日本学術会議としての声明案を次期総会に向けて委員会として提案すべく審議を進めて行きたい。

1 科学者コミュニティの独立性

- ① 日本学術会議が創設され、50年、67年に軍事研究を行わない旨の声明を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。

→ 科学者コミュニティの定義はどうなっているのでしょうか？企業の研究者、防衛省の研究者は含まれないのでしょうか？もし含まれないのであれば、それを当然明記すべきです。それをしないで一方的な声明を出すと彼らは当惑します。

- ② 戦争は政治的決定によって行われたのであって、科学者もまた動員されたに過ぎず、したがって責任はないという立場に立つならば、科学者コミュニティが反省する理由はない。しかし、戦後の日本の科学者たちは、動員されたこと自体に責任があると考えた。科学者コミュニティが政府からの独立性を確保できなかったことを反省し、今後は独立性を確立することを誓ったのである。それは日本学術会議の「存在理由」にかかわる。

→ 独立性は良いとして、自らの意志で協力することは別問題です。

- ③ 科学者コミュニティが追求すべきは、何よりもまず、学術の健全な発展であり、学術の健全な発展は科学者コミュニティにとっての利益にとどまらず、社会への貢献につながる。

→ 学術の健全な発展も平和であればこそです。平和が大前提です。

- ④ 科学者を代表する日本学術会議において、軍事研究と学術の関係を検討する際の焦点は、軍事研究の拡大・浸透が、学術全体の健全な発展に及ぼす影響である。

→ 『学術全体の健全な発展』だけを考えていれば良いのですか？ 国の平和や安全は考えなくて政治家任せで良いのでしょうか？

2 学問の自由と軍事研究

- ① いかなる研究が適切かの判断は、個々の研究者に全面的にゆだねられるべきだとの議論がある。個々の研究者の判断に対して、何らかの規律を行うことは「学問の自由」に反するのであろうか。
→ 過去のような侵略のための軍事研究を行わない旨の声明を保つために研究者の倫理を育てることが重要であるが、ここでは規制することに議論の重点が置かれている。何らかの規制は必要だが、緩やかなものとならざるを得ない。
- ② 学問の自由とは、学術研究が政府により制約されたり政府に動員されたりしがちであるという歴史的な経験をふまえ、学術研究の政府からの独立性を保障するものである。
→ 政府性悪説でしょうか？ 昔と違って政府を選んでいるのは国民です。国民を信用してないことになるのでは？
- ③ 平和・福祉・環境などの普遍的な価値に照らして、科学者コミュニティが研究の適切性を判断し、それを規律することは、学問の自由に反するものではない。
→ 『平和』というキーワードが入っているという意味では賛成です。但し、平和は何もしないで得られるものではありません。
- ④ 学術研究は何よりもまず、個々の研究者の自発的な研究意欲と、科学者コミュニティ内部の相互評価を基盤として行われるべきである。政府の各部門がそれぞれの行政目的に照らして選択的に研究支援を行うことは、行き過ぎれば、特定の分野を奨励する一方で、反射的効果として他の分野を抑制することにつながる。それは短期的には研究を活性化するように見えても、長期的には学問の自由の制約につながりかねない。
→ 予算のバランスの問題である。
- ⑤ とりわけ軍事研究の分野では、研究の期間内および期間後に、研究の方向性や秘密保持をめぐる、政府による研究者の活動への介入が大きくなりがちであり、他の分野と同列には論じられない。
- ⑥ 防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って審査が行われ、職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入の度合いが大きい。
→ 他の省庁の研究プロジェクトでも同様である。P.D.や担当職員が研究目的に沿っているかどうかチェックします。

- ⑦ 科学者は、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することはできない。「出口」を管理できないからこそ、研究の「入口」において慎重な判断を行うことが必要である。

3 民生研究と軍事研究

- ① 民生研究と軍事研究との区別が容易でないのは確かである。それは科学技術に普遍的な問題である。しかし、こうした困難は他のさまざまな範疇（カテゴリー）についてもあり、区別が自明でないからこそ、どこかに線を引かなければならないとも考えられる。
→ 軍事研究を『悪』と決めつけているが、「自衛」の是非を議論もしないで、どうして決めつけられるのか？
- ② 基礎研究だから一律に軍事研究ではないとは言えず、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事研究の一環である。
- ③ 日本の原子力研究では、民生と軍事とは区別できるとの前提の上に、軍事研究は行われていない。
- ④ 海外でも、民生研究と軍事研究が区別できないとは主張されておらず、区別を前提に、両者間の転用（デュアル・ユース）が論じられているにすぎない。
- ⑤ 軍事研究から民生研究への転用（スピノフ）の効果が喧伝されてきたが、アメリカ等では軍事研究予算がふくらむ中で、民生分野でも可能な研究が軍事研究の名目で行われた面もある。今日では軍事研究の民生研究への劣後が言われており、スピノフのメリットは乏しい。
→ 「スピノフのメリットは乏しい」とあるが根拠は？
- ⑥ 民生研究から軍事研究への転用（スピノン）の効果は、防衛装備庁の制度等が目的とするところであるが、民生分野で研究を行う研究者にとってのメリットはない。
→ 『民生分野で研究を行う研究者にとってのメリットはない。』とあるが、いまいち意味が明瞭でない。
- ⑦ 情報技術分野のように、民生と軍事との区分が困難な分野でも、先端的な研究は主として民生分野で行われており、研究資金は産業的に獲得できるので、軍事分野の研究資金の必要性は乏しい。

→ これまでの我が国の状況がそうならざるを得なかったというだけのことで?

- ⑧ 戦後日本では、民生分野を中心として学術研究が発展し、社会に貢献してきた。
→ これまでがそうだったからということが、これからもそれで良いという根拠にはならないのでは?

4 安全保障と軍事研究

- ① 自衛権をどうとらえるか、専守防衛の個別的自衛権を認めるかどうか等については、さまざまな政治的立場があり、こうした政治的事項について、日本学術会議として意思決定することは適切ではない。

→ これがすべての基礎である。なぜなら、これによって専守防衛の個別的自衛の意味が全く異なってくるからである。この判断を避けておいてどうして軍事は悪だと断じられるのか? 平和は自動的に得られるものでもなく、憲法9条があるだけで得られるものでもない。現に世界のあちこちで戦争が行われている中で我が国の平和を保つのは容易ではない。

- ② 自衛隊の役割をどう評価するか、それが合憲であるか違憲であるか等についても、さまざまな政治的立場があり、こうした政治的事項について、日本学術会議として意思決定することは適切ではない。

- ③ 自衛隊の存立を認める場合には、当然に自衛隊の装備のための軍事研究が大学等でも広く認められるべきとの議論があるが、前項から後項がただちに導かれるわけではない。自衛隊を認めることと、大学等における軍事研究の是非とは独立した問題である。

→ 軍事研究が大学等でも広く認められるべきとは考えないが、自衛力を認めると自衛力の相対的レベルを維持するための研究は必要となってくる。

- ④ 同様のことは、安全保障上密接な関係にある諸国の研究資金との関係でもいえる。そうした安全保障上の関係を認めるかどうかと、大学等の研究機関で軍事研究を行うべきか否かの判断とは別である。

→ では、民間企業や防衛省の研究所はどう考えるのか?

- ⑤ 今問われているのは、従来は軍事研究を抑制してきた大学等の研究機関が、新たに軍事研究に積極的に関与すべきかどうかである。そのことの是非は、学術全体に及ぼす影響を総合的に検討した上で判断されるべきである。

→ 「積極的に関与すべき」とあるが、「積極的ではないが関与する」という選択肢も

あるのでは？ 全体的に表現が極端である。

- ⑥ 軍事技術の内部で、防衛目的の技術と攻撃目的の技術を区別できるとした上で、防衛目的の技術についての研究は認められるべきとの意見があるが、民生技術と軍事技術の区別以上に、防衛目的の技術と攻撃目的の技術の区別は困難である。防衛も攻撃も、武器等の破壊的手段によって行われる点では同じであり、両者の違いは行為の目的の違いによる（防衛用の銃の技術と攻撃用の銃の技術を区別できるわけではない）。技術が利用された段階で目的が確定され、行為の性格が定まる。

→ もし仮に自衛力が是となれば、線は引きにくくても一定の線は引くべきであろう。例えば、毒ガスや生物兵器、戦略爆撃機や空母などは自衛力の範疇には当然入らない。

5 研究の公開性

- ① 学術の健全な発展にとっては、科学者の研究成果が広く公開され、研究者共同体によって共有されることが必要である。

- ② 軍事研究については、研究の過程でも研究後の成果に関しても、秘密保持が高度に要求されがちであり、研究が委縮するおそれがある。

→ 全体の一部に過ぎない。萎縮するようであれば止めれば良い。あくまでも選択権は研究者の側にある。

- ③ 産学共同でも同様であるとの意見があるが、産学共同の場合、研究者の共同の相手方は企業等であって、公権力を有する政府を相手とする軍学共同の場合とは、研究者が受ける圧力の程度が大きく異なる。また、産学共同の場合、研究成果は知的財産等の形で公開される場合が多く、秘密が重視される軍学共同とは同列に論じられない。

→ 金を出すのが企業であろうが、他の省庁であろうが防衛省であろうが、スポンサーは皆強い。しかしながら関わるかどうかの選択権は最終的には研究者にある。

- ④ 軍事研究では、海外への技術流出をおそれる観点から、輸出規制等の規制が伴う。アメリカでは、輸出規制の対象とする研究を限定する対策もとられているが、日本では未整備である。なお、輸出規制は研究公開への制約のあくまで一部である。

- ⑤ 軍事研究を導入することで、大学等における海外の研究者や留学生等との国際的な共同研究に支障が出ないか、懸念もある。

→ 支障が出るようであれば止めればいいだけの話である。繰り返すが、あくまでも最終的な決定権は研究者側にある。

6 研究機関や学協会による規律

- ① 「学問の自由」とは個々の研究者がその判断のみによって、いかなる研究でも行えるという意味ではなく、研究適切性についての規律は必要である。
- ② いかなる研究が適切であるかについては、学術的な議論の蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要がある。
- ③ 生命倫理分野の研究規律はすでに広く行われており、日本では原子力の軍事利用にかかわる研究は、「非核三原則」や法律に加えて学協会の規律によっても禁止されている。物理分野においても、軍事研究についての規律が試みられてきた。
- ④ 科学者の研究成果は、軍事目的に転用され、場合によっては攻撃的な目的のためにも使用されうる。大学等の各研究機関は、軍事利用を目的とするなど、軍事との関係が深いと推定される学術研究については、その適切性について、個別に技術的・倫理的に審査する機関を設けるべきである。
→ 了解です。 但し、緩やかなものとならざるを得ない。
- ⑤ それぞれの分野の学協会において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

7 研究資金のあり方

- ① この間の国立大学の運営費交付金削減等により、基礎研究分野を中心に研究資金不足が顕著となっている。
- ② そうした中、軍事研究予算により、研究資金が増加するとの期待が一部にある。しかし、これまで民生分野で配分されてきた研究資金が軍事分野で配分されるように変わっても、全体としての研究資金は増加しない。
- ③ 軍事的な科学技術研究は民生的な科学技術研究と比べて、経済合理性等による制約を受けにくいので、軍事目的の研究予算の増大には歯止めがなく、他の学術研究を財政的に圧迫し、ひいては基礎研究等の健全な発展を妨げるおそれがある。
→ 逆に、民生研究でも実用化にはまず経済合理性が問われてつぶれることも多いが、その制約がないことで自由な発想による価値的な研究が生まれる可能性がある。要はバ

ランスの問題である。

- ④ 学術の健全な発展のためには、科学研究費補助金などの民生的な研究資金をさらに充実して行くことが望まれる。